

令和5年12月1日
仙台農業協同組合

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じた安心かつ豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、J A共済連）が共同で事業運営しております。

1. お客さまへの最適な商品提供、共済仕組み・サービスの提供

(1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢等を踏まえたうえで、販売手数料等の多寡にかかわらずお客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

(2) 当組合は、お客さまが、日常生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう最適な保障およびサービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。【原則2本分および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。特にご高齢のお客様につきましては、ご家族にご同席いただくことを求めた上で、商品についての理解を

充分に確認しながら説明を行い、事前に役席者による適合性の確認と手続に関する意思確認を行うなど慎重な対応を実施いたします。【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

- （2）お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、お客さまに正しくご理解いただけるよう必要な情報を十分にご提供します。【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】
- （3）お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、説明資料等を用いながらお客さまに充分にご理解いただけるよう丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】
- （4）お客さまに対して、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた、最適な保障・サービスをお客さまの目線に立って提案します。
- （5）保障の加入にあたっては、お客さまのご意向を的確に把握・確認したうえで、十分に保障内容をご理解・ご満足いただけるよう、分かりやすく丁寧な重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施します。
- （6）特にご高齢のお客さまに対しては、より丁寧に分かりやすくご説明し、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、安心してご契約できるようきめ細やかな対応を行います。
- （7）なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他にお客さまにご負担いただく手数料等はございません。
- （8）各種手続の実施にあたっては、お客さまに分かりやすく丁寧なご説明を心がけるとともに、日々の接点を通じて、ご契約後もより安心していただけるアフターフォローを実施します。

3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則3本文および(注)】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 研修やロールプレイング等による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行い、信頼獲得と満足していただける金融商品・共済仕組み・サービスを提供することができるよう人材を育成し、職員の継続的・定期的な研修を実施することでお客さまの資産運用や保障ニーズに応え、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

<内部研修・資格制度>

- ・証券外務員資格再研修（対象：信用担当職員）
- ・ライフアドバイザー認証要件研修（対象：共済担当職員）
- ・公的保障研修（対象：共済担当職員）
- ・共済契約税務研修（対象：共済担当職員） 等

【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

- (※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。